

# 【ご案内】LEI手数料の改定について

## ■ LEI手数料の概要

欧州における金融規制の実施により、2018年1月以降、欧州の金融機関等と店頭デリバティブ、為替取引、先物取引、株式や債券等の有価証券取引等を行う投資家は、取引の際に、取引の当事者を識別する番号「Legal Entity Identifier」(以下「LEI」)を提示することが義務付けられています。国内の企業年金につきましても本規制の対象となることから、弊社が受託させて頂いている年金信託契約のうちLEI取得が必要と判断した契約については事前にご説明の上、弊社にて必要な手続きを進めさせて頂いておりますが、取得手続きには費用負担が発生します。

## ■ 弊社におけるLEIの対応とLEI手数料の改定について

弊社では、再信託受託者の株式会社日本カストディ銀行を通じて、本邦におけるLEI指定機関である株式会社東京証券取引所(以下、「東証」)に申請しております。LEIの登録時及び年次の更新時には、東証が定める事務手数料が必要で、お客様の年金信託契約口座から円貨にて引落としをさせていただいております。今般、東証より、昨今の物価高騰・円安による各種費用の負担増大を受けて、下記の通り事務手数料を改定する旨の連絡を受けました。

<改定内容>

	改定前	改定後
登録料	7,000円+消費税	9,000円+消費税
年次更新料	5,400円+消費税	7,400円+消費税

<適用開始日>

- ・登録料:2026年4月1日
- ・更新料:2026年6月1日

引落としに関してはLEIを取得した口座ごとに実施させていただきます。引落とし時期までに該当口座に手数料相当額をご用意いただきたくお願ひいたします。本件につき、ご不明点等ございましたら、弊社営業担当者までご連絡ください。